

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例
に関する法律施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、非課税限度額の上乗せ措置の対象となるエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋を定めることとする。(第14条の2関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この省令は、令和6年4月1日から施行することとする。(附則第1条関係)